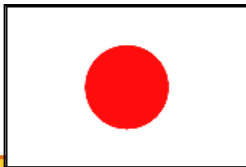


日・トルコ原子力協定

- トルコは、2023年までに国内電力需要の5%を原子力発電で賄う計画。そのために8基の原子炉を建設予定(アックユとシノップに4基ずつ)。
- シノップの4基(2023年に1基目を運転開始)につき、本年5月の安倍総理のトルコ訪問の際、トルコ政府は、日本企業に排他的交渉権を付与。現在、プロジェクトの詳細な条件を定める商業契約を交渉中(10月29日大枠合意。)
- トルコ政府は、協定につき年内にも議会の承認を得たいとしており、日本における早期承認を希望。

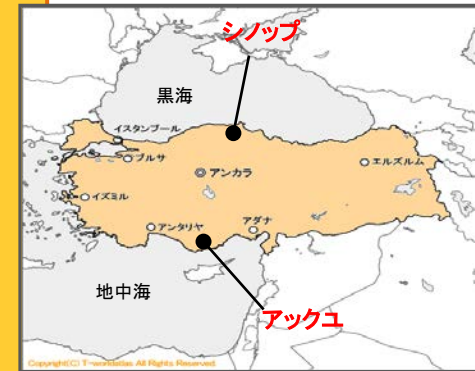
- 我が国は、米国、英国、加、豪州、仏、中国、ユーラトム、カザフスタン、韓国、ベトナム、ヨルダン及びロシアとの間で原子力協定を締結済み。
- トルコは、米、加、ロシア、韓国、アルゼンチン及び仏との間で原子力協定を締結済み。



【協定の概要】

両国間の原子力の平和的利用分野における協力を実現する上で必要となる法的枠組みを定める。

- ①核物質等の平和的目的に限った利用
- ②核物質への国際原子力機関(IAEA)による保障措置の適用(査察等)
- ③原子力安全関連条約※に基づく措置の実施
- ④核物質を適切に防護する措置の適用
- ⑤核物質等の管轄外(第三国)への移転の規制
- ⑥この協定の適用を受ける核物質のトルコにおける濃縮・再処理の規制
(両政府が書面により合意する場合に限り、トルコにおいて、濃縮・再処理できるとの規定ぶり。)
- ⑦相手国への濃縮・再処理技術等の移転の規制
(協定の改正が行われた場合に限り、この協定の下で移転することができるとの規定ぶり。)



※原子力安全関連条約: ①原子力事故早期通報条約、②原子力事故援助条約、③原子力安全条約、④放射性廃棄物等安全条約(締結した時から同条約に適合するよう行動)

両国間で移転される原子力関連資機材等の不拡散・平和的利用を法的に確保。原子力安全の強化等に関し協力の促進が可能。(特定のビジネスやプロジェクトについて取り決めるものではない。)